

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係
不利益処分名	無許可施設等に対する措置命令
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第16条の6第1項
連 絡 先	(電話 656 - 1193 )
処 分 基 準	基 準  市長は、消防法第10条第1項ただし書の承認又は同法第11条第1項前段の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
	参 考 事 項
	設定等年月日 平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)